

第2章 施策の実施状況

第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

1 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全

【基本方針】

人類も生物種の一つであり、生物の多様性は、人類生存の基盤にとって不可欠なものであることから、生物の多様性の確保のための取組を進めます。

自然度の高い水辺は、それ自体が貴重な自然であるとともに、数多くの生物の生息・生育地であることから、その保全及び生態系に配慮した水辺の利用に努めます。

森林は、水源のかん養や大気の浄化、二酸化炭素の吸収・貯蔵、災害防止などの機能のほか、生物の生息・生育場所、レクリエーションの場などの機能を有していることから、これらの機能を保持し、高めるよう育成及び保全を進めます。

農地は、水源のかん養や自然環境、生物多様性の保全など多様な機能を有していることから、その保全に努めます。

(1) 生物の多様性の確保

ア 野生生物に関する調査等

(ア) 野生生物の調査

本市の野生生物の調査は、昭和60年度(1985年度)、61年度(1986年度)の2か年にわたって実施し、63年(1988年)3月に教育委員会から「広島市の動植物－広島市稀少生物調査報告」として報告されましたが、その後は調査が行われていませんでした。

このため、環境影響評価の審査に活用するとともに、本市の各種政策への反映を図ることを目的に、平成10年度(1998年度)、11年度(1999年度)の2か年をかけて「広島市の生物調査」を実施しました。そして、その調査成果をまとめ、いわゆるレッドデータブックとして広く市民に公表して活用を図るため、「広島市の生物－まもりたい生命の営み－」を平成12年(2000年)3月に作成しました。

この報告書は、本市における「絶滅」、「絶滅のおそれのあるもの」及び「環境指標種(自然環境を積極的に維持するうえで注目すべき種)」の生物の分布状況のほか、地域の自然についてのコラムなどを記載しています。

また、この調査結果の利便性の向上を図るため、地理情報と統合した「広島市野生生物検索システム」を構築しています。

なお、平成18年(2006年)10月には、旧湯来町の合併に伴い「広島市の生物(補遺版)」を作成しています。

表 7 各分類群の「絶滅」、「絶滅のおそれのあるもの」及び「環境指標種」の選定種数

分類群名	絶滅	広島市の絶滅のおそれのあるもの				環境指標種	計	
		絶滅危惧	準絶滅危惧	軽度懸念	情報不足			
植 物	種子植物	8	28	36	11	9	15	107
	シダ植物	3	7	6		3	1	20
	コケ植物	1	8	4	1	9	2	25
	地衣類		6	1		3		10
	藻類				1	3		4
	菌類		6	15		2		23
群落	1	5	8	3			17	
小計	13	60	70	16	29	18	206	
動 物	哺乳類					10	1	11
	鳥類		2		3	17	3	25
	爬虫類			2	1	2		5
	両生類			2			4	6
	淡水魚類		8	6	2			16
	昆虫類	6	8	11	6	2	23	56
	クモ類				2			2
	甲殻類		1	3	1			5
	貝類		1	4				5
小計	6	20	28	15	31	31	131	
合計	19	80	98	31	60	49	337	

(注) 野生絶滅、多毛種は選定種がないため、巨樹は個体の指定がないため、示していません。

(イ) 希少生物の保護に関する調査

a 森林公園・昆虫館

ギフチョウやホタル類などの保護活動の指導や、ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会への参画など、飼育増殖・生息環境復元に取り組むとともに、広島市域を中心に希少昆虫の情報を収集し、本市や広島県が作成するレッドデータブック、学術雑誌等に発表しています。

b 安佐動物公園

野生動物の種の保存のため、オオサンショウウオ、クロサイ、レッサーパンダなどの繁殖や、希少動物のブリーディングローン（繁殖のための動物の貸し借り）を行うとともに、職員の研究成果をさまざまな学術誌に発表しています。また、研究活動発表会により市民に情報提供しています。

c 植物公園

国内外の植物公園等と種子の交換を行い貴重な種の保存を行うとともに、職員が中心となって行った研究や調査の成果を学術報告書や栽培記録、その他の学術誌への投稿により発表しています。また、研究活動発表会により市民に情報提供しています。

(ウ) 市民の協力による身近な生物の調査

本市においては、市民や市民団体において、身近な生物調査が行われています。

広島市環境サポーターネットワークと瀬野川水系生物研究所は、瀬野川水系において、平成4年(1992年)から平成15年(2003年)において水生生物の調査を行いました。

その結果は、「瀬野川の水生生物」としてまとめられ、底生動物の出現種が15種以上あった箇所は、平成4年(1992年)では10箇所でしたが、平成15年(2003年)には31箇所となり、また、ホタルの保護活動等によりゲンジボタルが流域各地で見られるようになったと報告されています。広島環境サポーターネットワークではこの他に、太田川放水路や市内や周辺の河川を対象とした調査を実施しています。

平成17年度(2007年度)から平成19年度(2007年度)には、河川環境保全活動を行うボランティアグループである「東区緑のボランティアの会」が東区の2河川において、河川調査の一環として水生昆虫の生息調査を実施しました。

(エ) 外来生物被害予防3原則の普及啓発

在来種を駆逐したり農作物に被害を与える侵略的外来生物による被害を防止するため、防除方法の情報提供を行うなど、国や広島県、関係市町と連携し、侵略的外来生物による被害を防止するため、外来生物被害予防3原則(入れない、捨てない、拡げない)の普及啓発を行っています。

イ 生物の生息・生育環境の確保

生物の生息・生育環境確保のため、森林等の緑や水辺の保全、適正な整備などを行っています。

- ・水辺の保全 →第2章第1節1(2) (36 ページ)
- ・水辺の特徴を生かした広島らしい水辺づくりの推進
→第2章第3節1(1) 「水の都ひろしま」づくりの推進(81 ページ)
- ・緑の保全 →第2章第1節1(3) (37 ページ)
- ・農地の保全 →第2章第1節1(4) (42 ページ)

(2) 水辺の保全

自然度の高い水辺は、それ自体が貴重な自然であるとともに、数多くの生物の生息・生育地であることから、その保全及び生態系に配慮した創造に努めています。

ア 生態系に配慮した河川や海岸の整備

(ア) 河川環境の整備

河川の整備は、人命、財産を守る堤防、護岸を築造することにより治水機能を増進させてきましたが、反面、自然とのふれあいの場や生物の良好な生育環境を失ってきました。

近年、ゆとりや豊かさへの志向が高まり、河川空間の持つ環境機能に対する要請が強まるなかで、環境保全型ブロック護岸などの整備により河川環境の保全や創造を図っています。

表 8 河川環境整備事業等を実施中の河川

区	河川名	整備内容	延長	事業期間
安佐北区	大槌川	自然石護岸	500m	平成11年度～平成25年度
安芸区	瀬野川	親水性護岸	3,500m	平成2年度～平成25年度

資料：広島市道路交通局河川課

(イ) 海浜環境の整備

宇品・出島地区、五日市地区において親水護岸や親水緑地、人工干潟等の海浜環境の整備を促進しており、平成22年度(2010年度)は、宇品地区の親水護岸の整備が行われました。

(3) 緑の保全

ア 健全な森林の育成・保全

(7) 森林機能保全間伐対策事業

複層林施業、長伐期施業など多様な森林の整備を行うため、国・県の補助の対象とならない36年生以上の人工林において、間伐を実施するために要する費用や、間伐の実施や間伐材の搬出のための作業道(巾員3～4m)、集材路(巾員2m)に対して助成を行っています。

表 9 森林機能保全間伐対策事業の概要

区分	実績					計画
	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)
事業量						
間伐(ha)	30.0	30.0	30.0	32.0	89.0	108.0
作業道(m)	150	1,000	1,280	1,360	258	1,800
集材路(m)	—	—	324	1,290	3,888	5,000

資料：広島市経済局農林水産部森林課

(イ) 森林造成事業

森林所有者等が、市内の山林において行う人工造林等の森林施業に対して助成を行っています。(1～35年生の人工林が対象)

表 10 森林造成事業の概要

単位：ha

区分	実績					計画
	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)
造林	13.92	8.07	12.64	3.71	40.00	28.00
保育等	486.75	506.87	459.41	384.51	259.00	357.00

資料：広島市経済局農林水産部森林課

(注) 1 造林は、人工造林と複層林(樹下植栽)で、特殊地拵(じごしらえ)は計上しません。

2 保育等は、下刈、雪起こし(実面積)、除伐、間伐、枝打ち、受光伐、複層林改良、鳥獣害防止施設

※ 地拵(じごしらえ)とは、木を植えるにあたり、植付けの障害となる笹、雑草、落枝等を刈払ったり取り除いたりする作業です。

(ウ) 市有林の整備

森林の有する多面的機能の向上を図りながら、森林施業のモデル展示林として林業の活性化に資するとともに市域の林業振興と森林整備の誘導を図ることを目的として、市有林の整備を行っています。

表 11 市有林整備事業の概要

区 分	実 績					計 画	
	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	
植栽(複層林)(ha)	—	—	—	—	—	—	
保 育 (ha)	下 刈	2.20	—	—	—	3.04	—
	除 伐	2.00	—	—	14.08	4.79	2.95
	間 伐	39.67	63.23	31.48	14.44	54.01	38.04
	枝 打	—	8.00	23.60	—	7.46	—
	つる切り	—	—	—	—	—	3.00
	枝払い	天然林改良 2.00	受光伐 5.50	—	複枝払い 12.12	—	天然林改良 2.10
	計	45.87	76.73	55.08	40.64	69.30	46.09
作業道 整備 (m)	作業道開設	100	100	100	100	165.9	—
	測量設計	(100)	(100)	(100)	(100)	(165.9)	—
	除 草	—	—	不定箇所	不定箇所	—	—
	維持補修	—	—	不定箇所	不定箇所	不定箇所	不定箇所

資料：広島市経済局農林水産部森林課

(I) 里山林再生整備事業・竹林整備推進事業

町内会等が、手入れの不十分な農山村地域や都市近郊の里山林等で実施する、生活環境の保全、自然とのふれあいの場の提供及び鳥獣害防止を目的とした事業に対し、平成19年度(2007年度)から助成を行っています。

(オ) 松くい虫の被害拡大の防止

松くい虫被害の拡大を防止するため、薬剤による伐倒駆除を実施するとともに、松林の健全化を図るため衛生伐を実施し、松林の経済性と良好な生活環境の保全を図っています。また、松くい虫の被害地における広葉樹造林を促進し、水源のかん養、自然環境の保全等公益的機能を総合的に発揮させるよう努めています。

(カ) 人と野生鳥獣が共存できる多様な森林整備の推進

自然を生かした地域づくりの一環として、野猿との共存、棲み分けを実現し、農林産物の被害軽減に伴う農地等の保全並びに安全な市民生活の推進を図っています。

イ 水源かん養機能の保全・増進

(7) 市行造林・市行育林事業

水源かん養機能等の高い地域の放置森林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行い、木材を売り払った時の収益を、市と土地所有者が一定の割合で分け合う事業を推進しています。



市行造林・育林地
(安佐北区可部町大字綾ヶ谷)

- ・市行造林…契約期間 100年間
分収割合 市：土地所有者＝6：4
- ・市行育林…契約期間 100年間から林齢を差し引いた引いた期間
分収割合 契約時の林齢により適時変更

表 12 市行造林・市行育林事業実績

区 分		実 績					計 画
		平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)
事業量	市行造林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	市行育林	11.93	2.45	4.95	3.91	6.46	5.00
	計	11.93	2.45	4.95	3.91	6.46	5.00

資料：広島市経済局農林水産部森林課

(イ) 水源の森造成事業への参画

太田川水系の本市を含む14市町が一体となって水源地域における森林整備を行い、森林の持つ水源かん養機能や災害防止機能を高めることにより、水資源の確保を図っている財団法人広島県農林振興センターが行う水源の森造成事業に対して、事業費の負担を行っています。

- 平成22年度(2010年度)事業費 547万円(広島市負担 158万7千円)
- 平成22年度(2010年度)末「水源の森」指定面積 22,273件、22,625.76ha
- 事業内容 森林整備 373ha(下刈、除伐、間伐、枝打等)

(ウ) 水源涵養モデル事業

太田川の豊かな清流を守り次世代に引き継いでいくため、平成10年度(1998年度)に太田川の源である冠山が位置する源流域に森林を取得し、水源かん養機能の高いモデル水源林として整備するとともに、幅広い各層の住民参加による森林保全活動や森林・溪流とのふれあい等の体験・学習を通じて、水源かん養機能の重要性について啓発活動を実施しています。

この事業を円滑に推進するため、①市の関係部局で「広島市水源涵養モデル事業推進委員会」を、②広島県と下流域の水道事業体で「太田川流域水源涵養推進協議会」を、③森林所在地である廿日市市と「広島市・廿日市市源流の森保全協議会」を設置しています。

[森林の状況]

名称：太田川源流の森

場所：廿日市市吉和字吉和東 1588 番、1589 番 3

面積：355ha

表 13 森林整備及び啓発活動参加者の状況

単位：ha、人

区 分		平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
森 林 整 備	造 林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	保育等	42.17	43.62	31.48	46.91	44.30
	合 計	42.17	43.62	31.48	46.91	44.30
啓発活動の参加者数		1,073	1,061	1,071	1,058	952

資料：水道局企画総務課

ウ 治山事業の推進

崩壊した林地の復旧及び今後崩壊が発生する恐れのある林地の防災工事を実施し、林地の保全と地域住民の安全を図るとともに、広島県が実施する治山事業の推進や保安林の指定・拡大の働きかけなどにより、安全で潤いのある豊かな生活基盤の整備と市民生活の向上に努めています。

エ 森林づくりを支える人材の育成

近年、水資源のかん養、良好な生活環境の保全、緑とのふれあいの場所の提供等、森林の持つ様々な公益的機能に対する市民の期待は非常に大きいものがあります。このため、平成8年度(1996年度)から、市民が森林づくりに自発的に参加できるような受け皿をつくり、緑とのふれあいを通して、森林・林業に対する認識を深めることを目的とした市民参加の森林づくりに取り組んでいます。

(ア) 「もりメイト」育成事業

森林に関する知識や林業技術習得のための講習会を開催し、安全かつ適切な森林整備活動及び市民参加の森林づくりを継続的に展開していくための先導的役割を果たすボランティアを育成しています。



植 林

(イ) みどりの里親制度事業

子供たちの森林への親近感を醸成するため、自分で拾った種子の植付指導と里親登録を行い、子供たちが苗木の「里親」として、苗木を家庭で育成し、再び山へ戻すまでの一連の作業をサポートしています。



植 樹

(ウ) みんなで使おう間伐材事業

間伐の重要性を認識し、市民自らが間伐材を使った木製品を作成することにより、人と森林の関わりを体感し、循環型資源としての間伐材利用についての理解を深めます。



みんなで作ろう間伐材

(イ) 森の訪問者活動支援事業

森林整備活動に取り組む市民団体を支援するため、整備に要する鋸や鋤等の林業用具の貸出しを行っています。

(オ) ひろしま「森の市」開催事業

森林ボランティア団体等が製作した木製品や、森の産物の展示販売を行うことにより、市民の森林や林業への理解を深めています。

(カ) 「四季・彩の森」事業

サクラ・モミジなどの植樹の方法や手入れの仕方を体験することで、市民が森づくりに親しみをもって参加できる場として、四季を実感できる彩りある森を育成します。

表 14 市民参加の森林づくり事業 参加者数の推移

単位：人

区 分	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)
「もりメイト」育成事業	30 (応募40) 修了者28	29 (応募34) 修了者24	30 (応募56) 修了者29	30 (応募77) 修了者26	30 (応募43) 修了者27
みどりの里親制度事業	登録407 下刈 39 植樹 170	登録637 下刈 22 植樹 98	登録566 下刈 17 植樹 78	登録405 植樹 179	登録254 植樹 151
みんなで作ろう 間伐材事業	157	169	102	62	78
ひろしま「森の市」 開催事業	—	2,400	4,244	507	3,647
「四季・彩の森」事業	—	—	—	184	141

オ 緑地保全の推進

(7) 緑地保全についての普及啓発

市民の緑地保全に対する意識の醸成を図ることにより、市民、事業者等と協働して緑地保全に取り組んでいくため、「緑地保全の方針」に基づき、緑地保全の普及啓発を各種イベント等でのパネル展示や本市ホームページへの掲載により行っています。

(イ) ふれあい樹林事業の推進

良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに、自然とのふれあいの場として活用するため、平成20年(2008年)5月に、土地所有者及びボランティア等との間で協定を締結し、緑地の保全を図る「ふれあい樹林制度」を創設し、平成23年(2011年)4月1日現在、7地区を「ふれあい樹林地区」に指定しています。

また、絶滅危惧種など貴重な野生生物の生息域を内包する等、特に保全が必要な緑地については、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」の指定を検討します。

(ウ) 開発に対する指導

開発に当たっては、「景観計画」や「広島市開発技術基準」などにより、緑地保全に配慮した計画となるよう指導を行っています。

(イ) 保存樹・保存樹林の指定

地域における自然的景観の形成に寄与している一定基準以上の樹木や樹林を「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき保存樹・保存樹林に指定しています。平成22年(2010年)は、保存樹を3本指定しました。

[平成22年度(2010年度)末現在の指定実績累計]

- ①保存樹 67本
- ②保存樹林 2か所

(4) 農地の保全

ア 農地の保全

(7) 農業生産基盤の整備等を通じた農地の保全

農地は、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能を有しており、ほ場整備などの農業生産基盤の整備等を通じて、農地の保全に努めています。

表 15 農業生産基盤整備状況

区 分	実 績						計 画		
	平成 21 年度(2009 年度)			22 年度(2010 年度)			23 年度(2011 年度)		
	件数 (件)	事業量	事業費 (千円)	件数 (件)	事業量	事業費 (千円)	件数 (件)	事業量	事業費 (千円)
農道改良	34	1,517m	175,422	33	1,756m	187,651	35	1,663m	361,650
農道舗装	33	2,713m	23,619	13	2,346m	17,998	8	950m	19,570
水路改良	122	5,658m	394,077	75	3,335m	280,903	95	3,947m	442,885
ため池整備	—	—	0	—	—	0	—	—	0
ほ場整備	3	5.6ha	78,028	3	0ha	63,941	1	6.0ha	112,360
計		—	671,146		—	550,493		—	936,465

資料：広島市経済局農林水産部基盤整備課

(注)「ほ場整備」には、県営事業を含みます。(ただし、事業費は市費負担とし、事業量は含めていません。)

(イ) 農地の流動化の促進

農業委員会の農地銀行活動により貸借を希望する農地情報を把握し、農業経営の規模拡大を希望する農家や新規就農者などへの貸付等を行っています。さらに平成20年(2008年)3月には、農地銀行活動を一層強化するため、農地活用相談センターを設置しました。

また、財団法人広島市農林水産振興センターの農地利用集積円滑化事業により、新規就農者への農地集積を支援しています。

(ウ) 中山間地域等直接支払事業

耕作放棄地の増加等により水源かん養などの多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、平成12年度(2000年度)より、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を交付しています。

※ 中山間地域とは、都市や平地以外の、中間農業地域と山間農業地域の総称で、食料・農業・農村基本法 第三十五条では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されています。

(エ) 良好な農村景観の形成

ほ場整備等の農業生産基盤整備や中山間地域等直接支払制度を活用した集落共同活動の促進による農地や水路等の保全、農業集落排水処理施設の整備等による生活環境の整備を通じて良好な農村景観の形成を推進しています。

イ 環境にやさしい農業の推進

生産・流通・消費が一体となった信頼関係の構築による地産地消の推進を行い、安全安心の向上を図っています。

また、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減や生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図るため、環境にやさしい栽培方法の指針等を作成・普及することにより、化学肥料・化学合成農薬の低減や、冬期湛水管理等の自然生態系に配慮した取組を推進しています。

[事業内容]

環境にやさしい農業の推進：検討会・現地調査の開催、“ひろしまそだち”栽培指針の普及・啓発

未利用有機資源の活用：剪定枝堆肥、食堂残さ堆肥の利用促進

適正施肥・防除の推進：技術講習会の開催

地産地消の推進：“ひろしまそだち”地産地消推進事業の実施

ウ 多様な担い手や農村サポーターの養成

(7) 多様な担い手の育成

本市では、農業従事者の高齢化や減少により農業生産量が減少する傾向にあるため、意欲ある農業経営者やリーダーの育成支援事業により認定農業者、新規就農者や女性農業士等の多様な担い手の育成を図っています。

a “ひろしま活力農業”経営者育成事業

本市農業の将来を担う優秀な人材を育成するため、栽培・経営技術等の研修及び経営初期の支援を行い、若い活力ある農業経営者を育成しています。

b 農村地域総合推進事業（農業経営支援センター）

広島市農業経営改善支援センターにおいて、農業経営改善計画の作成から計画の認定までの相談支援活動を行い、経営感覚に優れた農業経営体を認定農業者として育成

しています。

c “まかせんさい” 広島市女性農業士認定事業

本市の優れた女性農業者を「広島市女性農業士」として認定し、2年間の幅広い研修を行い、一般女性農業者や新規参入者への指導・育成など幅広い活動を展開する指導者として育成しています。

d 「スローライフで夢づくり」定年就農者育成事業

定年退職後等に就農を希望する農地を持たない市民を対象に1年間の栽培・経営技術等の研修や農地のあっせんなどの支援を行い、生産販売農家として育成しています。

e ふるさと帰農支援事業

農家出身者で定年退職後に帰農を目指す市民を対象に、1年間の栽培・経営技術等の研修を行い、生産販売農家として育成しています。

f “チャレンジ”女性農業者育成事業

市内の農家女性を対象に、野菜や花・農産物加工など、1年間の栽培・経営技術等の研修を行い、生産販売農家として育成しています。

(イ) 市民の「農のある暮らし」に対するニーズを活かした農村支援者の育成・確保

地域の自然や文化などの農村資源を活かした都市農村交流により農村活性化を促進するため、都市農村交流へ積極的に参加する農村ファンの拡大や、農村の活性化を支援する農村サポーターの登録や農村活性化コーディネーターの活動を支援しています。

2 自然とのふれあいの推進

【基本方針】

できるだけ多くの市民に自然とのつきあい方、自然に対する正確な知識などを学んでもらい、地域社会での自然保護活動が、日常での環境に配慮した行動につながるよう、自然とふれあうことができる場や機会を確保します。

(1) 自然とのふれあいの推進

ア 森林公園自然体験活動推進事業

広島市森林公園では、学校教育における「総合的な学習の時間」による小・中学生を対象にした「グリーンアドベンチャー」、「林業体験」、「昆虫の野外観察」など「自然体験活動事業」を実施しています。

表 16 森林公園自然体験活動推進事業の状況

(平成22年度(2010年度))

区 分	開催日数(日)	開催回数(回)	学校数(校)	学級数(学級)	参加者数(人)
森林体験メニュー	50	52	36	138	4,132
昆虫体験メニュー	157	785	179	1,085	23,345
計	—	—	—	—	27,477

[実施内容]

森林体験メニュー

ネイチャークラフト、アウトドアクッキング、グリーンアドベンチャー、林業体験、鑑賞炭づくり、森の隠れ家づくり他

昆虫体験メニュー

昆虫博士になろう、昆虫飼育体験、昆虫の野外観察他



グリーンアドベンチャー



昆虫の野外観察

イ 森林(もり)だくさん体験

広島市森林公園を活用した森林・林業体験学習等を通じて、市民が森林・林業に対する理解を深めるとともに、森林公園の管理等を支援する森林公園管理ボランティア「フォレストクラブ森守(もりもり)」の育成を図っています。

(7) 森林・林業体験学習事業

小学生と保護者を対象とした「親子森林体験」や、一般の方を対象とした「しいたけの里親」などを行っています。

[平成22年度(2010年度)実績]

区 分	参加者等
親子森林体験(年20回)	2,276人
しいたけ里親募集	553人
炭焼き講習会	28人
合 計	2,857人



(イ) 森林公園管理ボランティア育成事業

市民が森林公園において、森林・林業に対する理解を深めるための、下刈、整理伐、間伐、炭焼等の森林・林業体験学習講座を開催し、森林公園ボランティアとしての育成を図っています。

講座終了後、フォレストクラブ森守(もりもり)として登録を行い、森の学校等の園内施設の維持管理やイベント等のスタッフリーダーとして活動を行っています。

[平成22年度(2010年度)実績]

フォレストクラブ森守登録者 73人(平成23年(2011年)3月現在)

フォレストクラブ森守の活動 年50回 延べ参加者数 500人



整理伐(ボランティア育成事業)

ウ 里山あーと村の推進

平成8年度(1996年度)から安芸区阿戸町にある市有林と阿戸町の農・自然・歴史・生活文化などの資源を活用して、地域住民と参加者が交流しながら、市民に豊かな農林業体験活動の場を提供すると同時に、里山を再生し、阿戸の地域づくりにつなげることを目的に、地域住民・参加者・行政の3者で構成する運営協議会方式(平成13年(2001年)6月設立)で活動しています。



森のジャズライブ 2010

活動テーマ：市民てづくりの里(農、森、環境施設)

部会(6部会)：やさいの会、そばの会、森づくり、ものづくり、ビオトープづくり、エコエネルギー研究会

[平成22年度(2010年度)実績]

開催回数：106回

参加延べ人数：3,103人



里山実りの体験

エ 魚貝類ふれあい事業

市民の親水レクリエーションの要望が高まり、安全で手軽に潮干狩りやアユ釣り等のできる場所の提供を求める声が強くなったことから、アユ、シジミ、アサリの放流を行い、もって自然保護及び環境保全意識の高揚を図っています。

[平成22年度(2010年度)放流実績]

アユ：八幡川、瀬野川及び熊野川 40kg

シジミ：太田川放水路 1,070kg

アサリ：太田川放水路 670kg

オ 安佐動物公園自然体験活動

広島市安佐動物公園では「自然体験活動」プログラムをはじめ、「動物レクチャー」「職場見学」「なかよし動物教室」などの教育プログラムを実施しています。

表 17 安佐動物公園自然体験活動の状況

(平成22年度(2010年度))

区分	なかよし動物教室		動物レクチャー		職場見学		合計件数 (延べ)	合計校数 (実数)	合計人数 (延べ)
	(校・園)	(人)	(校・園)	(人)	(校・園)	(人)	(校・園)	(校・園)	(人)
幼・保育園	119	3,669	21	1,714	0	0	140	80	5,383
小学校	0	0	94	6,135	0	0	94	91	6,135
中学校	0	0	7	369	1	28	8	7	397
特別支援学校	0	0	5	104	0	0	5	4	104
高等学校	0	0	7	210	2	39	9	7	249
大学・専門学校	0	0	10	569	0	0	10	8	569
教員	0	0	2	60	0	0	2	2	60
その他	0	0	18	739	0	0	18	17	739
計	119	3,669	164	9,900	3	67	286	216	13,636

資料：広島市都市整備局緑化推進部

カ 植物公園自然体験活動

小・中学校等における自然体験活動に対して、プログラムの提供及び実施活動を行っています。

表 18 植物公園自然体験活動の状況

(平成22年度(2010年度))

区分	オリエンテーリング		植物教室・ガイド		その他のプログラム		合計件数 (述べ)	合計校数 (実数)	合計人数 (実数)
	(校)	(人)	(校)	(人)	(校)	(人)	(校)	(校)	(人)
小学校	4	672	8	739	3	300	15	12	1,411
中学校	1	99	2	97	0	0	3	3	196
特別支援学校	0	0	1	21	0	0	1	1	21
大学	0	0	3	105	1	47	4	4	152
その他	0	0	4	160	2	96	6	6	256
計	5	771	18	1,122	6	443	29	26	2,036

資料：広島市都市整備局緑化推進部

キ 太田川流域振興交流会議

この会議は、太田川の清らかな流れを守り、豊かな恵みを次の世代へ伝えていくため、「太田川サミット宣言」に基づき、平成10年(1998年)4月に設立された会議で、太田川流域の7市町で構成し、水質環境保全に関する啓発活動などの事業を実施しています。

【構成市町(7市町)】(平成23年(2011年)3月末現在)

広島市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町

【平成22年度(2010年度)実施事業】

○環境教育事業(学校間交流事業、子ども交流事業)

ボランティア団体との協働により、太田川流域のフィールドにおいて自然環境保全の大切さを学習する体験型プログラムを提供し、太田川の清流と豊かな自然環境の保全の大切さを次世代を担う子どもたちに伝える事業を実施し1,075人が参加しました。

○主な実施プログラム

- ・龍頭峡森と川の体験(安芸太田町)
- ・雪山たんけん(廿日市市)
- ・水内川リバーアドベンチャー(広島市)
- ・中工場見学(広島市)
- ・鷹ノ巣山林業体験(安芸高田市)
- ・山なみ学校(広島市)
- ・水内川カヌー教室(広島市)
- ・植物公園見学(広島市)



龍頭峡森と川の体験
(安芸太田町)



鷹ノ巣山林業体験
(安芸高田市)



水内川リバーアドベン
チャー(広島市)



水内川カヌー教室
(広島市)

○ボランティア団体支援事業(水援隊登録制度)

河川環境保全活動を行うボランティアグループで、水援隊として登録したグループに対して、水生生物調査及び水質検査方法の講習や必要な検査キットの提供を行っています。

・平成22年度(2010年度)水援隊登録数 3グループ

団体名:「春夏秋冬」、「まちづくり市民グループ可部カラスの会」、「草津まちづくりの会 御幸川生き生き倶楽部」

主な活動:水辺教室、河川調査、水質チェックウォーキングなど

ク その他の取組

- ・広島地球ウォッチングクラブ
→第2章第5節2(5) 家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進
(109 ページ)
- ・ひろしま子どもの自然体験事業
→第2章第5節2(2) 環境教育・環境学習の場や機会の確保(106 ページ)
- ・多様な担い手や農村サポーターの育成
→第2章第1節1(4)ウ 市民の「農のある暮らし」に対するニーズを活かした農村支援者の育成・確保(44 ページ)
- ・感動体験推進事業の実施
→第2章第5節2(4) 学校における環境教育・環境学習の推進(108 ページ)
- ・全国星空継続観察、八幡川リバーマラソン
→第2章第5節2(5) 家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進
(109 ページ)

表 19 自然とのふれあい事業の参加者数

(単位：人)

区 分	平成 17 年 (2005 年)	平成 18 年 (2006 年)	平成 19 年 (2007 年)	平成 20 年 (2008 年)	平成 21 年 (2009 年)	平成 22 年 (2010 年)
森林公園自然体験活動推進事業	18,817	20,741	22,756	24,762	27,920	27,477
森林(もり)だくさん体験	1,192	855	2,769	4,005	3,016	3,357
里山あーと村	3,464	2,666	2,775	2,826	2,936	3,103
安佐動物公園動物とのふれあい事業	11,618	12,632	12,899	13,497	12,754	13,636
植物公園自然体験活動	1,443	2,085	1,370	1,461	2,156	2,036
太田川流域振興交流会議	1,386	1,482	1,140	1,126	1,145	1,075
広島地球ウォッチングクラブ	122	29	152	68	53	37
ひろしま子どもの自然体験事業	※ 155	※ 138	431	330	526	1,755
合 計	38,197	40,646	44,292	48,075	50,506	52,476

※ ひろしま子どもの自然体験事業については、平成16年度(2004 年度)までは、わくわく太田川こども探検隊事業での参加者数、平成17年度(2005 年度)と18年度(2006 年度)については、ひろしま川と子どもの交流体験事業の参加者数です。

資料：広島市経済局農林水産部森林課、同都市整備局緑化推進部、同市民局生涯学習課、同環境局企画課

(2) 自然とふれあうことのできる場の確保

ア 森林公園

広島市森林公園は、市民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、あわせて林業に対する理解を深めることのできる施設として、また、学校教育活動の場として利用されています。

[施設概要]

所在地	東区福田町
開園	平成元年(1989年)
面積	約378ha
施設	昆虫館、森林・林業体験施設、山城展望台、モノレール、ワンパク橋(吊橋)、ザイルクライミング、ハイキングの森等



昆虫館

イ 安佐動物公園

広島市安佐動物公園は、いきいきと暮らす動物たちの姿を通して人々の心に自然の認識や豊かな感性を育て、人と自然のかかわりを正しく理解する場として利用されています。

[施設概要]

所在地	安佐北区安佐町
開園	昭和46年(1971年)
面積	約51.4ha(使用面積約25.6ha)
施設	ヒヒ山、フラミンゴ池、ゾウ舎、ぴーちくパーク、はちゆうるい館、マレーバク舎、レッサーパンダ舎、動物科学館、ピクニック広場等



ぴーちくパーク

ウ 植物公園

広島市植物公園は、国内外の多種・多様な植物を植栽して知的レクリエーションの場を提供し、展示・指導活動を通じ植物と人との関わりあいの理解を深め、自然保護の心を育てる場として利用されています。

[施設概要]

所在地	佐伯区倉重
開園	昭和51年(1976年)
面積	約18.3ha
施設	大温室、熱帯スイレン温室、フクシア温室、展示温室、サボテン温室、ベゴニア温室、展示資料館、芝生広場等



大温室

エ 憩の森、ハイキングコース

市民が自然に親しみ、健康の増進を図る施設として、自然と調和のとれた憩の森(10か所)及びハイキングコース(15コース)を整備し、管理を行っています。



武田山憩の森(安佐南区祇園町)



木の宗山ハイキングコース(安佐北区深川町)

表 20 憩の森一覧

単位：ha

名称	場所	区域面積	施設の概要
菰口	東区温品町	15.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
鈴が峰	西区井口町	7.6	遊歩道、広場、休憩所等
権現山	安佐南区緑井町	45.0	遊歩道、休憩所、便所、駐車場等
武田山	安佐南区祇園町	0.6	遊歩道、広場、休憩所、便所等
窓が山	安佐南区沼田町	25.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
木の宗山	安佐北区深川町	43.9	遊歩道、藤棚、休憩所、便所、駐車場等
蓮華寺山	安芸区畑賀町・中野町	120.0	遊歩道、広場、休憩所、便所等
水谷峡	安芸区畑賀町	18.0	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等
銚取山	安芸区中野東町・阿戸町	35.2	遊歩道、広場、休憩所、駐車場等
丸子山	佐伯区湯来町	0.3	遊歩道、広場、休憩所、便所、駐車場等

資料：広島市経済局農林水産部森林課

表 21 ハイキングコース一覧

単位：km

場所	コース名	管理延長	場所	コース名	管理延長
東区	舟ヶ谷	3.1	安芸区	原山～銚取山	8.7
	二ヶ城山	5.1		絵下山	1.4
安佐南区	権現山～阿武山～太田川	5.9	佐伯区	窓が山	2.7
	荒谷山	1.2		鈴ヶ峰	2.1
	竜王～畑峠	0.6		湯の山	3.0
安佐北区	木の宗山	4.0		丸子山	0.9
	野登呂山	2.1		阿弥陀山	6.9
	白木山	9.6			

資料：広島市経済局農林水産部森林課

オ 市民菜園

遊休農地等を活用して、市民に農作業を通じて農業への理解を深めてもらうため、緑地とオープンスペースを確保し、コミュニティづくりの場として市民菜園を提供しています。



表 22 市民菜園開園状況

(各年8月31日現在)

区分	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)
箇所数(単位：箇所)	100	98	94	104	111	118
区画数(単位：区画)	4,661	4,599	4,707	5,377	5,811	6,440

資料：広島市経済局農林水産部農政課

カ 市民農園

市民に農作物の栽培体験のための場等を提供することにより、市民の農業及び農村に関する理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある市民生活の確保を図り、あわせて農村地域の振興に資するため、安佐北区白木町及び安佐町に市民農園を整備し、開園しています。



広島市三国市民農園

表 23 市民農園施設概要

名称	場所	区画数	使用料
広島市三田市民農園	安佐北区白木町大字三田	一般区画(50㎡)	106区画
		大型区画(100㎡)	2区画
		福祉区画(車椅子用ゲラック型)	4区画
広島市見張市民農園	安佐北区白木町大字井原・大字小越	一般区画(50㎡)	168区画
		食農区画(50㎡)	5区画
		福祉区画(車椅子用ゲラック型)	5区画
広島市三国市民農園	安佐北区安佐町大字久地	一般区画(25㎡)	135区画
		福祉区画(車椅子用ゲラック型)	2区画

資料：広島市経済局農林水産部農政課

キ 花みどり公園

「花みどり公園 ふれあいの里・三国」は、花木の生産振興を図るとともに、あわせて家族連れで自然に親しみ、その良さにふれることができるように、本市と旧広島安佐農業協同組合(現広島市農業協同組合)が共同で整備しました。

〔施設概要〕

所在地	安佐北区安佐町大字久地
開園	平成5年(1993年)
面積	約16.9ha
施設	シャクナゲの国、わんぱくの国、バザールの国等

資料：広島市経済局農林水産部農政課



花みどり公園

ク 青少年野外活動センター・こども村

青少年野外活動センターは、野外活動を通じて自然に親しむ機会を与えるとともに、集団宿泊生活を経験させることにより、活力のある健全な青少年の育成を図ることを目的に開所しました。

また、併設するこども村は、子どもたちが農業体験活動を通して農村や農業に対する認識を深めるとともに、自然観察・工作などの創作活動によって健康で情操豊かな子どもたちの育成に寄与する場として開村しました。

〔施設概要〕

所在地	安佐北区安佐町小河内
開設等	[青少年野外活動センター]昭和46年(1971年)10月 [こども村]昭和55年(1980年)6月
面積	77万㎡
施設	[青少年野外活動センター] 宿泊棟、ロッジ、キャンプ場、体育館、グラウンド等 [こども村] 研修センター、工作館、牧場、実習広場、果樹観察園、野鳥の森、こども広場

資料：広島市経済局農林水産部農政課、同教育委員会青少年育成部育成課



青少年野外活動センターからの牛頭山遠景

ケ 少年自然の家・グリーンスポーツセンター

豊かな自然環境の中での集団生活や野外活動を通じて健全な少年の育成を図るために、三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター及び似島臨海少年自然の家を設置しています。

[施設概要]		
区分	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	似島臨海少年自然の家
所在地	西区三滝本町	南区似島町
開設	[自然の家]昭和 53 年(1978年)5月 [グリーンスポーツセンター]昭和 57 年(1982年)5月	昭和 59 年(1984年)5月
面積	[自然の家]2万 119 m ² [グリーンスポーツセンター]6万 3,533 m ²	6万 9,725 m ²
施設	[自然の家]宿泊棟、研修室、体育館 等 [グリーンスポーツセンター]炊飯場、キャンプ場、アスレチック広場等	宿泊棟、キャンプ場、研修室、体育館、海水プール 等



似島臨海少年自然の家

資料：広島市教育委員会青少年育成部育成課

表 24 自然とのふれあい施設の利用者数

(単位：人)

区分	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
森林公園	180,596	168,673	165,569	176,925	181,643	170,460
安佐動物公園	492,180	484,541	526,740	574,676	550,462	506,863
植物公園	163,529	170,035	188,889	210,193	212,558	206,218
花みどり公園	96,610	108,650	96,310	90,910	88,700	85,580
青少年野外活動センター	47,647	48,776	48,465	47,231	47,421	46,498
こども村	56,291	73,551	42,012	46,354	48,990	41,747
少年自然の家・グリーンスポーツセンター	112,140	112,020	129,312	122,700	131,292	134,925
計	1,148,993	1,166,246	1,197,297	1,268,989	1,261,066	1,192,291

資料：広島市経済局農林水産部森林課・農政課、同教育委員会青少年育成部育成課、同都市整備局緑化推進部

コ その他の取組

- ・水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進
→第2章第3節1(1) 「水の都ひろしま」づくりの推進(81 ページ)
- ・魚貝類ふれあい事業
→第2章第1節2(1) 自然とのふれあいの推進(47 ページ)

3 開発等に際しての環境保全への配慮

【基本方針】

開発等に際しては、環境の保全について適正な配慮がなされるような取組を進めます。

(1) 環境影響評価制度の運用

本市では、一定規模以上の開発事業等を行うに当たっての環境影響評価を行うため、平成7年(1995年)に「広島市環境影響評価要綱」を制定し運用を始め、平成11年(1999年)3月に国・県の法・条例制定を受け、「広島市環境影響評価条例」を制定し、同年6月12日から条例に基づく環境影響評価手続きを実施しています。

また、現行の環境影響評価制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていく、新たな環境影響評価制度として、広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組み、平成16年(2004年)4月には、広島市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行しています。

表 25 環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続きを実施した事業

事業名	事業種別	手続開始日 (実施計画書公告日)
出島埋立地区廃棄物処分場設置事業	最終処分場の設置 (約18ha)	平成11年12月15日
玖谷埋立地拡張整備事業	最終処分場の規模の変更 (変更前12.7ha→変更後14.6ha)	平成14年5月31日
白木産業廃棄物最終処分場増設事業	最終処分場の規模の変更 (変更前8.9ha→変更後16.0ha)	平成17年3月1日
安佐南工場建替事業	廃棄物焼却施設の設置 (処理能力：400t/日)	平成17年7月1日
広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業	大規模建築物の新築 (建築物の高さ約190m、 延べ面積約128,900㎡)	平成19年4月13日
恵下埋立地(仮称)整備事業	最終処分場の設置 (約11ha)	平成20年11月14日
(仮称)石内東地区開発事業	複合用地の造成事業 (80.3ha)	平成21年1月30日
(仮称)JR可部線電化延伸事業	鉄道事業の建設 (普通鉄道単線電化1.7km)	平成22年12月13日

(2) 自然環境に配慮した開発等の実施

本市では、開発事業者に対して、事業の許可申請時などに開発予定地における希少な生物情報を提供するとともに、必要に応じ緑化の推進や、緑地や希少生物の生活環境の保全など、自然環境に配慮した事業実施を求め、自然に配慮した土地利用の促進や開発で失われる自然の部分的な復元など、環境保全対策に取り組んでいます。

また、本市が実施する事業においても、自然環境に配慮した計画的な土地利用に取り組んでいます。

【環境影響評価(環境アセスメント)制度】

土地の改変、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う場合に、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的とした制度です。

【多元的環境アセスメント制度】

現行の事業の実施段階で行う環境アセスメントに先立ち、政策や計画等の立案段階に十分な環境情報のもとで、環境への配慮を事業計画に対する意思決定に統合するための仕組みです。